

福島市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 8 号

福島市税条例の一部を改正する条例

福島市税条例（昭和25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第45条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第76条第2項第2号及び第130条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第161条第1号及び附則第19条の19第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。